

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
<u>エヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社</u> マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約	<u>NTTビズリンク株式会社</u> マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約	
第1条 （利用規約の適用） <u>エヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社</u>（以下「当社」といいます）は、本マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます）は、エヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社（以下「当社」といいます）が提供するマルチプラットフォーム監視運用サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し適用されるものとします。 2 本サービスの利用にあたっては、本利用規約の他、株式会社はてな（以下「事業者」といいます）の Mackerel 利用規約が適用されるものとします。なお、本利用規約に定められていない事項については Mackerel 利用規約に定められている内容によるものとし、本サービスの内容について本利用規約と Mackerel 利用規約の内容に齟齬が生じた場合は、本利用規約の定めが優先するものとします。 3 第5条に定める契約者は、本利用規約を誠実に遵守するものとします。	第1条 （利用規約の適用） <u>NTTビズリンク株式会社</u>（以下「当社」といいます）は、本マルチプラットフォーム監視運用サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます）は、NTTビズリンク株式会社（以下「当社」といいます）が提供するマルチプラットフォーム監視運用サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し適用されるものとします。 2 本サービスの利用にあたっては、本利用規約の他、株式会社はてな（以下「事業者」といいます）の Mackerel 利用規約が適用されるものとします。なお、本利用規約に定められていない事項については Mackerel 利用規約に定められている内容によるものとし、本サービスの内容について本利用規約と Mackerel 利用規約の内容に齟齬が生じた場合は、本利用規約の定めが優先するものとします。 3 第5条に定める契約者は、本利用規約を誠実に遵守するものとします。	
第2条～第4条（略）	第2条～第4条（略）	

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】			
旧		新	備考
第5条（用語の定義） 本利用規約において使用する用語で、定義を必要とするものを以下に示します。		第5条（用語の定義） 本利用規約において使用する用語で、定義を必要とするものを以下に示します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 マルチプラットフォーム監視運用サービス	契約者が当社の提供する本サービスの SaaS サーバー設備を利用して監視運用できるサービス並びにこれに付随するサービスをいいます。	1 マルチプラットフォーム監視運用サービス	契約者が当社の提供する本サービスの SaaS サーバー設備を利用して監視運用できるサービス並びにこれに付随するサービスをいいます。
2 契約者	当社が定める所定の手続きにより申し込み、当社が本サービスの利用を承諾した申込者をいいます。	2 契約者	当社が定める所定の手続きにより申し込み、当社が本サービスの利用を承諾した申込者をいいます。
3 申込者	本サービスの利用申し込みをする法人をいいます。	3 申込者	本サービスの利用申し込みをする法人をいいます。
4 クラウド型サーバー監視サービス	被監視サーバーにインストールした監視エージェントにて収集した監視データを Mackerel クラウドに送信することで、クラウド監視・可視化を実現する事業者が提供するサービスをいいます。	4 クラウド型サーバー監視サービス	被監視サーバーにインストールした監視エージェントにて収集した監視データを Mackerel クラウドに送信することで、クラウド監視・可視化を実現する事業者が提供するサービスをいいます。
5 監視・可視化クラウド	監視エージェントから送信された監視データを可視化し、監視するための基盤のことをいいます。	5 監視・可視化クラウド	監視エージェントから送信された監視データを可視化し、監視するための基盤のことをいいます。
6 Mackerel 利用規約	事業者が定めるクラウド型サーバー監視サービスにかかる利用規約 (https://mackerel.io/ja/docs/entry/terms) をいいます。	6 Mackerel 利用規約	事業者が定めるクラウド型サーバー監視サービスにかかる利用規約 (https://mackerel.io/ja/docs/entry/terms) をいいます。
7 当社 Web サイト	当社の Web サイト (https://www.nttbiz.com/tariff/) をいいます。	7 当社 Web サイト	当社の Web サイト (https://www.nttbiz.com/tariff/) をいいます。
8 モニタリングサーバー	本サービスを提供するために監視エージェントをインストールし、契約者の自営電気通信設備に設置することで監視の起点として使用するサーバーをいいます。	8 モニタリングサーバー	本サービスを提供するために監視エージェントをインストールし、契約者の自営電気通信設備に設置することで監視の起点として使用するサーバーをいいます。
9 SaaS サーバー設備	本サービスを提供するための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。	9 SaaS サーバー設備	本サービスを提供するための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。
10 契約者利用端末	当社が指定する環境が設定されている自営端末設備をいいます。	10 契約者利用端末	当社が指定する環境が設定されている自営端末設備をいいます。
11 監視エージェント	当社及び事業者が監視データを収集するためのソフトウェアをいいます。	11 監視エージェント	当社及び事業者が監視データを収集するためのソフトウェアをいいます。
12 監視データ	SaaS サーバー設備により監視した結果のデータをいいます。	12 監視データ	SaaS サーバー設備により監視した結果のデータをいいます。
13 消費税等相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。	13 消費税等相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額をいいます。
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備（パソコン、スマートフォン、タブレット、スマートグラス端末等も含みます。）をいいます。	14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備（パソコン、スマートフォン、タブレット、スマートグラス端末等も含みます。）をいいます。
15 自営電気通信設備	契約者の電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。	15 自営電気通信設備	契約者の電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
第 5 条の 2 ～第 18 条（略）	第 5 条の 2 ～第 18 条（略）	
第 19 条（本サービスの廃止） 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。 4 当社は、第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その 2 ヶ月前までに、Web サイト等であらかじめ契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	第 19 条（本サービスの廃止） 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。 4 当社は、第 1 項の規定により本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その 2 カ月前までに、Web サイト等であらかじめ契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。	
第 20 条（略）	第 20 条（略）	
第 21 条（損害賠償） 本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当社は、特別の事情から生じた損害（予見の有無及び可否を問わない。）、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については損害賠償責任を負わないものとします。 本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じ、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合であっても、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、その賠償額は、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の <u>1 か月分</u>の金額を上限とします。	第 21 条（損害賠償） 本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、当社は、特別の事情から生じた損害（予見の有無及び可否を問わない。）、間接的損害、派生的損害及び逸失利益については損害賠償責任を負わないものとします。 本サービス又は本利用規約に関連して、当社の責めに帰すべき事由により契約者に損害が生じ、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合であっても、当社の故意又は重過失に基づく場合を除き、その賠償額は、請求原因の如何を問わず、本サービスの利用料の <u>1 カ月分</u>の金額を上限とします。	
第 22 条（略）	第 22 条（略）	

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
第 23 条 （当社が行う利用契約の解除） 当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社から書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。 （１）契約者が本利用規約又は利用契約に違反した場合であって、その是正を求める当社からの通知を受領した後 10 日を経過しても当該違反を是正しないとき （２）第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、<u>6 ヶ月</u>を経過してもなおその事実を解消しないとき （３）当社の業務の遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき （４）支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき （５）振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき （６）仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき （７）公租公課の滞納処分を受けたとき （８）解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき （９）監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき （１０）資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき 2 前項のほか、当社は 90 日前までに契約者に書面により通知した場合、又は当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は利用契約を解除することがあります。 3 当社は、前二項の規定による利用契約の解除により契約者に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。	第 23 条 （当社が行う利用契約の解除） 当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当社から書面で通知することにより直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。 （１）契約者が本利用規約又は利用契約に違反した場合であって、その是正を求める当社からの通知を受領した後 10 日を経過しても当該違反を是正しないとき （２）第 18 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、<u>6 カ月</u>を経過してもなおその事実を解消しないとき （３）当社の業務の遂行若しくは当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき （４）支払停止若しくは支払不能となり、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき （５）振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき （６）仮差押え若しくは仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押え若しくは競売の申立てを受けたとき （７）公租公課の滞納処分を受けたとき （８）解散したとき（合併による場合を除く。）、清算開始となったとき、又は事業の全部（実質的に全部の場合を含む。）を第三者に譲渡したとき （９）監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき （１０）資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき 2 前項のほか、当社は 90 日前までに契約者に書面により通知した場合、又は当社が緊急やむを得ないと判断した場合、当社は利用契約を解除することがあります。 3 当社は、前二項の規定による利用契約の解除により契約者に生じた損害に対し、責任を負わないものとします。	
第 24 条（略）	第 24 条（略）	
第 25 条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する本サービスに係わる料金（以下「利用料金」といいます）は、別紙 1 料金表に規定する料金とします。 2 当社が提供する本サービスに係わる初期導入設定に関する費用は、別紙 1 料金表に規定する工事費用とします。 3 前 2 項の料金表は改定されることがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、契約者に通知することとします。 4 当社は、公租公課の増額や諸物価の高騰等経済的事情の変動により、本利用規約に定める利用料金及び工事費用の額が不相当となった場合、当該額の変更を契約者に対し求めることができることとします。 5 本サービスの提供が月の途中からであっても、第 12 条（最低利用期間及び契約期間）第 2 項の定めにより当該月の <u>1 か月分</u>の利用料金が課金されます。 6 本条の定めにかかわらず、料金表と個別の見積書（以下「個別見積書」といいます）に相違がある場合は、個別見積書に従うものとします。	第 25 条（料金及び工事に関する費用） 当社が提供する本サービスに係わる料金（以下「利用料金」といいます）は、別紙 1 料金表に規定する料金とします。 2 当社が提供する本サービスに係わる初期導入設定に関する費用は、別紙 1 料金表に規定する工事費用とします。 3 前 2 項の料金表は改定されることがあります。この場合、当社は当社の定める方法により、契約者に通知することとします。 4 当社は、公租公課の増額や諸物価の高騰等経済的事情の変動により、本利用規約に定める利用料金及び工事費用の額が不相当となった場合、当該額の変更を契約者に対し求めることができることとします。 5 本サービスの提供が月の途中からであっても、第 12 条（最低利用期間及び契約期間）第 2 項の定めにより当該月の <u>1 カ月分</u>の利用料金が課金されます。 6 本条の定めにかかわらず、料金表と個別の見積書（以下「個別見積書」といいます）に相違がある場合は、個別見積書に従うものとします。	
第 26 条～第 27 条（略）	第 26 条～第 27 条（略）	

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
第 28 条（債権の譲渡） 契約者は、本利用規約の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。但し、契約者から 当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	第 28 条（債権の譲渡） 契約者は、本利用規約の規定により、支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を当社が請求事業者であるNTTドコモビジネス株式会社に譲り渡すことを承認していただくものとします。この場合、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。但し、契約者から 当該債権の譲渡を承認しない旨の申出があった場合はこの限りではありません。 2 債権を譲渡することとなる料金その他の債務に関するその他の取り扱いについては、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、請求事業者の規約等に定めるところによるものとします。	
第 29 条～第 50 条（略）	第 29 条～第 50 条（略）	

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】																
旧								新								備考
別記１「本サービス機能」 当社は利用契約者に以下機能を提供します。								別記１「本サービス機能」 当社は利用契約者に以下機能を提供します。								
No	区分	サービス内容	提供時間 及び媒体	プラン １	プラン ２	プラン ３	プラン ４	No	区分	サービス内容	提供時間 及び媒体	プラン １	プラン ２	プラン ３	プラン ４	
1	マルチ環境における基本監視機能の提供	Ping死活監視 応答遅延監視	24/365 モニタリングサーバー（1か所設置可） PCモニタリングホスト（2か所設置可）	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで	1	マルチ環境における基本監視機能の提供	Ping死活監視 応答遅延監視	24/365 モニタリングサーバー（1か所設置可） PCモニタリングホスト（2か所設置可）	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで	○ 50IP まで	
2		サービス死活監視 （Web/TCP/DNS） 応答遅延監視		○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	2		サービス死活監視 （Web/TCP/DNS） 応答遅延監視		○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	○ 5サーバー スまで	
3		サーバーリソース監視		○ 3ホスト まで	-	-	-	3		サーバーリソース監視		○ 3ホスト まで	-	-	-	
4		NW機器のリソース監視 トラフィック量監視		○ 5ホスト まで	○ 5ホスト まで	○ 5ホスト まで	-	4		NW機器のリソース監視 トラフィック量監視		○ 5ホスト まで	○ 5ホスト まで	○ 5ホスト まで	-	
5	自動アラート通知	監視しきい値を超えた場合に自動アラートを送信・クラウドでアラート一元管理	24/365 メール・チャット	○	-	-	-	5	自動アラート通知	監視しきい値を超えた場合に自動アラートを送信・クラウドでアラート一元管理	24/365 メール・チャット	○	-	-	-	
6	監視・可視化クラウドダッシュボード提供	監視状態の可視化	24/365 Web	○	○	○	○	6	監視・可視化クラウドダッシュボード提供	監視状態の可視化	24/365 Web	○	○	○	○	
7	品質モニタリングレポート	導入3ヶ月後に品質モニタリングレポート提示（初回のみ）	PDF	○	○	○	○	7	品質モニタリングレポート	導入3カ月後に品質モニタリングレポート提示（初回のみ）	PDF	○	○	○	○	
8	保守窓口	各種問い合わせ受付	受付： 24/365 回答： 平日9-17時 メール	○	○	○	○	8	保守窓口	各種問い合わせ受付	受付： 24/365 回答： 平日9-17時 メール	○	○	○	○	
9	保守支援	保守支援（解析・切り分け支援、不具合に対してダッシュボードベースの簡易報告、監視追加提案、品質改善例の提示）	平日 9-17時 メール	○	○	○	○	9	保守支援	保守支援（解析・切り分け支援、不具合に対してダッシュボードベースの簡易報告、監視追加提案、品質改善例の提示）	平日 9-17時 メール	○	○	○	○	

マルチプラットフォーム監視運用サービス約款【新旧対照表】		
旧	新	備考
	<u>附則</u> この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します	